

埼玉県公安委員会規程第2号

埼玉県公安委員会公印規程を次のように定める。

昭和36年9月21日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において公文書に使用する公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種別及び制式)

第2条 公印の種別及び制式は、別表1のとおりとする。

(公印の保管等)

第3条 公印の保管責任者、保管個数及び使用区分は、別表2のとおりとする。

(公印の登録)

第4条 公印は、全て別表3の公印登録簿にその印影を登録しなければならない。

2 前項の公印登録簿は、総務部総務課において保管するものとする。

(公印の取扱等)

第5条 公印の保管責任者は、公印の保管使用等について、部下職員を指揮監督し、公印の適正な取扱いを図らなければならない。

2 保管責任者は、必要があるときは、公印の取扱者を定めることができる。

3 取扱者は、保管責任者の指揮を受けて公印の取扱いを行い、保管責任者に対して責任を負うものとする。

(公印の使用)

第6条 公印の使用は、次の各号によるものとする。

(1) 第2条に定める第1号印及び第2号印は、決裁を経た原議を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に呈示して押印を受けるものとする。

(2) 前号以外の公印は、保管責任者又は取扱者が押印するものとする。

(印影の印刷)

第6条の2 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、様式1により公安委員会の承認を受けなければならない。

2 印影を印刷した用紙は、嚴重に保管し、不用となったときは、当該用紙を破砕、熔解、焼却等他に不正な利用をされない方法により処分しなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第7条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、様式2により総務課長を経由し公安委員会に申請しなければならない。

(公印の廃棄)

第8条 総務課長は、改刻、廃止等によって使用しなくなった公印については、登録を取消すとともに、公印登録簿に必要な事項を記入し、廃棄処分に付するものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日〔昭和36.9.21〕から施行する。

2 この規程施行の際、別表1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、この規程により定められたものとみなす。

附 則（昭和37年6月13日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則（昭和38年5月29日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（昭和39年7月30日公安委員会規程第3号）

1 この規程は、昭和39年8月1日から施行する。

2 この規程施行の際、別表1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和39年9月2日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和39年9月6日から施行する。

附 則（昭和40年11月10日公案委員会規程第5号）

1 この規程は、昭和40年11月25日から施行する。

2 この規程施行の際、別表1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和 41 年 10 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 2 月 22 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、昭和 42 年 3 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際、別表 1 に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを 사용할ことができる。

附 則（昭和 43 年 4 月 17 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、公布の日〔昭和 43. 4. 17〕から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年 3 月 8 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 44 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 7 月 9 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 44 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 18 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 7 月 8 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、昭和 45 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 14 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 46 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 11 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 5 月 23 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 48 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 5 月 23 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 6 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 10 月 1 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 11 日公安委員会規程第 1 号抄）

1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 15 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 28 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 7 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 2 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成元年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 年 8 月 22 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 30 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 27 日公安委員会規程第 3 号抄）

1 この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 28 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 17 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 18 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 15 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 25 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 10 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 23 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 28 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の埼玉県公安委員会公印規程別表 2 の 7 号印の部交通部駐車対策課長の項使用区分の欄中「道路交通法」とあるのは、平成 17 年 4 月 1 日から道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は「道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）第 3 条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 17 号）

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 9 日公安委員会規程第 16 号）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 14 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和元年 9 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

**【様式別表省略】**